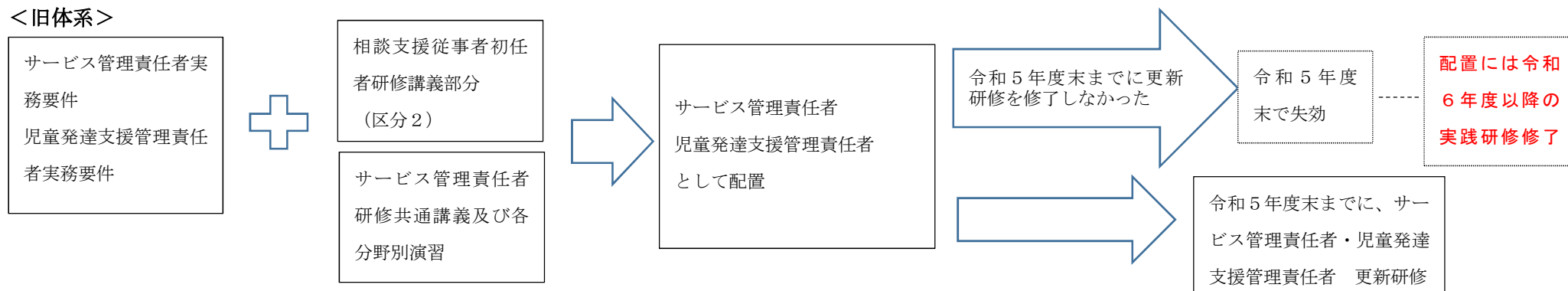


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 令和元年度から新体系による研修が開始。研修が**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分かれ、各研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(※)が設定された。
- ※基礎研修：実務経験を満たすまでに2年以内であること。
 - ※実践研修：基礎研修修了者（相談支援従事者初任者研修講義部分とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修（又は旧カリキュラムのサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者研修）の両方を修了した者）となった後、実践研修受講開始日前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験があること。
（令和5年6月30日告示改正により例外追加）
基礎研修受講開始日に、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件を満たし、指定権者に届け出た上で、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に6月以上の個別支援計画作成等の業務に従事したもの
 - ※更新研修：更新研修受講開始日前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること、又は、現にサービス管理責任者等として従事していること。
- 経過措置として、
- *令和4年3月31日までに実務経験者が基礎研修修了となった場合は3年間はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置が可能
→ 3年間のうちに実践研修を修了できなかった場合は、以降、実践研修を修了するまでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できなくなる。
 - *平成31年3月31日までに相談支援従事者初任者研修講義部分及び旧カリキュラムのサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者研修を修了しているものは、令和6年3月31日までは現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できる。
→ 令和6年3月31日までに更新研修を修了できなかった場合は、資格が失効（その場合、実践研修を修了することにより、再度、資格が得られる。）

<旧体系>



<新体系>

